

議事日程(第4号)

平成29年6月19日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第49号 平成29年度うきは市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第50号 うきは市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第53号 うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第51号 うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 陳情第1号 「議会図書室の整備・活用」等のための、経費予算化に関する陳情
- 日程第6 追加議案上程 発議第1号から発議第2号まで2件
- 日程第7 発議第1号 うきは市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 発議第2号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 閉会中の調査の申出について
- (総務産業常任委員会)
- (1) 農業者意向調査の結果に基づく「うきは農業振興政策」に関する調査
- (2) 所管事務調査
- (厚生文教常任委員会)
- (1) うきはアリーナの現状と課題に関する調査
- (2) 重要文化的景観及びポサードの現状に関する調査
- (3) 所管事務調査

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第49号 平成29年度うきは市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第50号 うきは市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第53号 うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第51号 うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 陳情第1号 「議会図書室の整備・活用」等のための、経費予算化に関する陳情
- 日程第6 追加議案上程 発議第1号から発議第2号まで2件

日程第7 発議第1号 うきは市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 発議第2号 うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 閉会中の調査の申出について

(総務産業常任委員会)

(1) 農業者意向調査の結果に基づく「うきは農業振興政策」に関する調査

(2) 所管事務調査

(厚生文教常任委員会)

(1) うきはアリーナの現状と課題に関する調査

(2) 重要文化的景観及びポサードの現状に関する調査

(3) 所管事務調査

---

出席議員 (15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鑓水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	高木 典雄君	副市長 .....	今村 一朗君
教育長 .....	麻生 秀喜君	市長公室長 .....	石井 好貴君

総務課長	楠原 康成君	会計管理者	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			安元 正徳君
生涯学習課長	瀧内 英敏君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
うきはブランド推進課長			田籠 正規君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	権藤 精二君
浮羽市民課長	山田 昭紀君	自動車学校長	高木 慎君
うきはブランド推進課参事			樋口 一郎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	高瀬 将嗣君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。早速、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---



---



---



---



---

[ 発 言 取 り 消 し ]

---



---



---



---



---

---

## 日程第1. 議案第49号

○議長（榎川 正男君） 日程第1、議案第49号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業委員長への報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております議案第49号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第1号）について、この内容のうち総務産業常任委員会に係る事項について審議の結果を御報告申し上げます。

当委員会では、石井公室長を初め、所管課長及び係長に出席を求め、歳入に係る費目の趣旨内容及び計数を精査し、歳出に当たっては具体的な執行計画及び費用対効果等について、詳細にわたり審査を行いました。今回の補正につきましては、補助金や交付金の内示等により増額したものが主なものでございます。

まず、2款総務費は、14目地域コミュニティ推進費のコミュニティ助成事業費補助金を500万円増額するものでございます。質疑におきましては、なぜ御幸と千年の自治協議会だったのかという発言がございました。これにつきましては、自治協議会連絡会の話し合いの中で、自治協議会が地域の要望を取りまとめ、計画的に申請を行うこととなり、今年度は御幸と千年が申請をいたしましたこと、また申請の内容につきましては、千年はコミュニティの分はございませんで、千年校区内の9つの行政区の分を取りまとめをいたしております。また、御幸ではコミュニティの分に加えて、10の行政区の分が申請がなされております。これら今後の申請の方針につきましては、コミュニティ分と行政区の要望をコミュニティ自治協議会で取りまとめて申請をしていくということでございます。また、これまで地域の活動団体等が直接市に申請をいたしておりました事業等にございまして、今後同様に当該地区のコミュニティを通じて申請することとなります。この場合は、地域の活動等につきましては、この場合につきましては、宝くじ事業ではなく個性あるまちづくり事業を活用してほしいということでございます。

同じく第2款5項監査委員費は監査委員事務局長が専任となったことから、嘱託職員を雇用しなくなったため、人件費を減額するものであります。

6款農林水産業費は、1項3目農業振興費の強い農業づくり交付金を3,188万3,000円を増額するものでございます。これは、現在のライスセンターの大豆調製施設の処理能力を倍増するもので、作付ビジョンにおいて現在の水準を維持することや3ブロックローテーションを2ブロックローテーションにする予定、ちなみにこの計画は以前から3ブロックを2ブロックに

するという検討がなされておりますけれども、いまだ実現には至っておりません。こういうことで、面積、収量はふやしていく見込みであるということでございまして、総事業費は税別で6,073万2,000円で、補助率は2分の1以内ということでございます。

次に、9款1項消防費は、災害対策費としてコミュニティ助成事業費補助金を40万円増額するものでございます。質疑では、2款1項総務費分のコミュニティ助成事業との違いについての質問もございました。実施要綱の区分に合わせたものであり、これにつきましては自主防災組織育成のため必要な備品等を整備するというものでございました。中山間地の申請を優先すべきではとの意見もございましたが、3年前からこのことを呼びかけておりましたが、今回初めて3行政区から要請があり、話し合いにより申請を1つに絞ったところであります。今後は、どのようにするかが検討が必要ということで、以上、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで総務産業委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） ただいま議題となりました議案第49号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第1号）の厚生文教委員会の所管に関する部分については、当委員会に付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により委員会における審査の過程とその結果についてご報告いたします。

審査については、それぞれの担当課長、係長に御出席いただき、詳しく説明を受けました。まず、補正予算の第2表で債務負担行為に関する事、また所管の款項目の内容については、それぞれの部分のみ報告させていただきます。

まず債務負担行為については、地域包括支援センター業務委託料と総合体育館指定管理料の2つの事項が提案されていますが、保健課の地域包括支援センター業務委託は平成29年から平成32年度の期間とされており、委託内容が保健師、社会福祉士、ケアマネジャーが実施している市民から寄せられる相談対応やケアプラン作成などの業務を平成30年4月から医療法人、社会福祉法人、一般財団法人または特定非営利活動法人のいずれかに委託するもので、限度額については流動的な側面もあり、業務委託契約の総額と表記していると説明を受けました。

平成26年の介護保険法の改正により2025年対策として、在宅医療、介護連携事業、認知症対策事業、地域ケア会議の設置、生活支援体制整備事業など、新たな事業が市町村に求められております。それら地域包括ケアシステムを構築するための業務が地域包括支援センター業務に付加され、高齢者の現状への対応と施策形成業務の調整が困難なため、相談やケアプラン作成などについて委託するとしているものであります。

審査に当たり、募集要綱案、運営委託業務仕様書案、委託分と直接運営費の概算費用試算表などを検討資料として提出をいただきました。委託することのメリットとして、相談窓口が西別館と浮羽市庁舎の2カ所となり住民サービスが向上すること、また、現在の短期雇用が安定雇用となることで職員の資質向上が図られるとのことでありました。また、財政的には分割することで全体額が300万円ほどふえますが、地域包括支援センターが2カ所にふえ、さまざまな事業に取り組むことによって、交付金が900万円程度ふえる見込みがあり、負担増にはならないとの説明でありました。委員からは、業務の混在を防げてよいが、住民サービスの低下のないように委託先との意思疎通をしっかりと図ること、住民が困惑しないようにしっかりと周知を図ることなどの意見が出されておりました。

次に、生涯学習課の総合体育館指定管理料の債務負担行為については、平成29年度から34年度の期間として、今年度指定管理の更新時期を迎えるに当たり、事業者の公募を実施することになります。3年契約を5年契約に延長することの理由、現在、指定管理の経営状況について主に質疑を行いました。審査に当たり、年度別経営収支及び利用者数の推移表を検討資料として提出をいただきました。総合体育館うきはアリーナについては、指定管理制度を平成24年度から導入し、今年度で2期目を終了しますが、経常収支については27年度、28年度と近年黒字化を実現していますが、指定管理料を含まないと約4,000万円を超える赤字が続いているのが現状であります。企業努力による経営改善と利用人数の確保、安定経営を図る必要があることから、検証期間として2年が必要だとして、5年が適当ではないかとしての提案であるということの説明を受けました。

質疑の中では、収益がある場合の還元については当初の1期目のときに入っていた条項が入るのか、それから、備品の実績が上がっているが修繕予定は考えているのか、運営協議会の開催状況の意見の反映はどのように考えているかなど、管理運営に関する質問が多く出されました。収益の還元については、1期目には指定管理者からの提案で入れた経過もあり、ない場合は検討することになるが、損失、赤字が出た場合どうするのかなど、契約時の協議の中で検討していきたいと説明を受けました。備品の費用については、10万円以上については市側の負担となるが、老朽化によるトレーニング機器の不具合がふえており、メンテナンスなどの課題があると考えているということでありました。運営協議会については、年1回利用者、指定管理者も含めて協議

しているが、引き続き参加をしてもらい、継続していきたいということでありました。

次に、予算の補正についてですが、3款1項1目社会福祉総務費の1,200万円の増額補正は、我が事・丸ごと地域づくり推進事業委託料として、少子・高齢化や核家族、地域のつながりの希薄化などの変化に対応し、地域共生社会の実現を目指し、地域における課題の把握と解決を試みる体制を支援することで、生活困窮者自立支援法の中に新たに設けられた事業であります。国の補助金4分の3となりますが、事業は社会福祉協議会に委託して進めることになり、福祉会の設置や支援、小座談会の開催や運営、講師の派遣を行うものであります。現在、40の地区に30の福祉会があり、活動しておりますが、今年度、大石校区、江南校区を中心に事業を実施し、今ある福祉会の支援も含め、職員と事業推進の体制を構築すると説明を受けました。

質疑では、自治協議会との懇談、連携を図ること、新設する福祉会への規約等は既存のノウハウを伝えていくこと、国庫補助金がいつまで続くのかなど意見が出されております。

また、この事業について、より把握するため、自治協議会との協議や全体進行スケジュール、事業の組織図を目に見える資料として提出するよう依頼しております。本日、各議員の方に我が事・丸ごと地域づくり推進事業イメージ図というものが配付されていると思いますので、改めて御確認ください。

最後に要望として、旧浮羽町と旧吉井町では社会福祉協議会が進める福祉会の活動に大きな差が見られているので、福祉会や小座談会での位置づけなど自治協議会との協議の場を早期に行い、合意形成に一段の努力を求めること、この事業の継続について、国庫補助が継続するように求めることの2点が出されております。

次に、10款1項4目ふくおか学力向上推進事業の110万2,000円は、ことし3月に県が学力向上推進事業として平成29年度から31年度までうきは市が指定を受けて新たに実施するもので、問題集印刷や関係する備品の購入費として予算を計上するものであります。

次に、10款2項2目教育振興費の10万円の増額補正は、県の重点課題研究指定委嘱事業に千年小学校が県下の小学校としてただ1校、3月に指定委嘱され、ICT教育の研究として電源ドラムやパソコン周辺の消耗品の備品代として、県の10割補助で行うものであります。

以上申し述べましたように、委員会として慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告をいたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長長の報告に対する質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 本会議で私のほうで質疑をさせていただいて、文教委員会のほうで鋭意、今の報告のとおり御議論をいただいておりますので、そのことについては異議はござい

ません。ただ、こういう事業が、一応事実上は2カ年目に入るんですけど、具体的にこの財源をいただいて、社協のほうに委託するというのであれば、ちょっと気になりますのは、ちょっと荒っぽい言葉も本会議で申し上げましたが、いろんな事業が生まれてくる、しかし、この事業主体を考えると、やはり市の住民が一体となってやらにゃいかんということは、補助金があろうがなかろうがやらにゃいかんと思うんですけど、いずれにしても、この900万という今回の補正予算で社協のほうに委託をする。この主たる人というのは人材派遣に要する費用だと思うんですよ、これ資料ございませんけど。

お聞きしたいのは、1つは、自治協議会、今配られて説明ありました、この表を見ましたんですけど、自治会協議会には何らかの財源が配分されるとか、そういうものは全く想定されていないということなんでしょうか。

それともう一つは、いろんな事業がどんどん展開されてくるんですけど、社協そのものにそれだけの人材的な余力が、梶原所長の話では、ノウハウを持っているからということですけど、非常に社協もなかなか大変な実情だと思うんですけど、その辺をどう、議論がもしございましたらお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） 同じような意見はやはり委員会の中でも出されております。そういう意味では、先ほど課題として申し上げたのが、自治協議会との懇談、連携を図ることというふうに申し上げます。特に、旧浮羽町と吉井町での活動の差がやはりある、受けとめ方の違いとか、というのもあるかと。そういう意味では、先ほど資料として別に配ったもの、きょう出されたんで、まだ点検はしておりませんが、きちんと組織図が見える、形の見える、計画の流れも見えるような形のを改めてきちんと提示して、自治協議会とはきっちりこの計画について推進、大事な点だと思います。確かに地域社会とか、お互いに声かけし合うとか、そういう体制づくりをしていくというのは必要なことだというふうには思っております。そういう点では、議員のおっしゃるとおり、十分に注視していかないといけない事業だというふうに思っております。

それから、費用の今回1, 200万円ですけれども、そのうち人件費は700万で、事業費、経費関係が300万程度、それから、助成金が120万というふうな形の、ざっくりした言い方で申しわけないんですけど、そういった形で予算は組まれております。必要であれば資料はお渡ししますので、そういう議論はさせていただきましたので、よろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） ほかに。2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） これは体育館の指定管理ですが、清掃、もう多分、床とかはいつ



もやっているでしょうけど、トラスについているあのほこり、あれは誰が掃除するんですかね。指定管理に入っているんですかね。物すごいほこりですよ。もう何年たつかな、若い、小さい子供たちもいっぱいスポーツしていますので、その辺ちょっと、指定管理にこれを指定するときに、指示をお願いしたいと思いますが、どんなですか。

○議長（榎川 正男君） 岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） 御指摘いただいた件については、直接お答えする立場ではないんですけれども、ただ、アリーナの課題、今後の課題ということで、今後検討する中身ではないかなというふうに思っています。備品の費用について、今後どういうふうな計画があるかとか、そういう意味ではメンテナンス関係、特にあるかというふうに思っています。委員会として、一応、今年度当初予定として、アリーナの実情、課題等について検証する中身になっております。今度、来月、一応予定しておりますので、その中でもまた意見交換させていただきたいと思っております。参考にさせていただきます。ありがとうございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教委員長に対する質疑を終わります。委員長、自席へお戻りください。

これより議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第2. 議案第50号

## 日程第3. 議案第53号

○議長（榎川 正男君） 日程第2、議案第50号うきは市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について及び日程第3、議案第53号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員会に付託していました。

審査の経過及び結果について、一括して総務産業委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産

業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました議案第50号、うきは市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について、それから、議案第53号、うきは市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましてを一括して御報告を申し上げたいと思います。

うきは市農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定につきまして報告をいたします。

今回の条例改正は、国の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、うきは市農業委員会の委員等の定数及び報酬等を定める条例の制定を行うものであります。

審査では、農業委員と農地利用最適化推進委員の役割について、それぞれ各委員さんに配付されました資料をもとに、具体的な確認をまずいたしました。その中で、推進委員は農業委員とは違ひまして定例会には出席しないために、その分の報酬を下げられております。この推進委員の会議等が出席がないため、業務日誌をつけてその活動を報告してもらおうという仕組みになっております。主にそういうことにつきまして、具体的な点からいろんな質疑が行われて執行部の回答をいただいております。その中で、以前はなかった吉井校区に農業委員を配置することにつきましては、農地転用や相談業務がございまして、配置が望ましいと判断したということでございます。また、農業委員・推進委員は認定農業者が過半数以上のほか、年齢性別に著しい偏りがないうことなど構成要件が定められております。今後のスケジュールといたしましては、農業委員、推進委員の推薦依頼公募を行い、その結果を公表し、早ければ12月定例会において農業委員の同意について提案をする予定といたしております。

以上が農業委員会に係る条例制定の件ですが、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第53号、うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定につきましてでございます。今回の改正は、うきは市立公園のホタルの里広場におけるキャンプ場等の利用者に対し、使用料を徴収するための改正でございます。

質疑におきましては、使用料を徴収したら利用者が減るのではないかとの質疑がございました。このことにつきましては、逆に利用者から無料でいいのかという声が多くあり、草刈り等で環境を維持し、リピーターをふやすほうが得策と判断したということでございました。また、オートキャンプの利用につきましては、オートキャンプ用の区画は準備はしていませんが、駐車場を使うこともあるということで弾力的に運営したいということでございました。また、料金設定につきましては、商行為の料金が安いために値上げ修正してはどうかとの意見もございました。このことにつきましても、管理している地元からの提案、要望であるため、利用状況などの様子を見て検討したいといたしました。ちなみに、百年公園にはキャンプの利用者がございました。ま

た、保木公園、さらには藤波ダム公園など、うきは市の環境資源を生かしたキャンプ地として活用を図るよう検討したいということで、議員からも申し入れがっております。

以上、審査の結果、異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は、議案番号を言って質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第4. 議案第51号

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案第51号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について、厚生文教委員長の報告を求めます。1番、岩淵厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（岩淵 和明君） ただいま議題となりました議案第51号、うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これについては厚生文教常任委員会にその審査を付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により審査の経過と結果について報告いたします。

審査については、担当課長、係長の出席をいただき詳しく説明を受けました。

現在の子ども医療費に関する支給基準は、平成28年10月に施行された中学校の通院を除く医療費に対して、一部自己負担はあるものの、支給補助を実施しております。今回の改正は、支給の対象となる保護者の所得制限を撤廃することで、うきは市の子供を育む条件を整備し、定住促進と少子化対策として行うものであります。福岡県の60の自治体中、所得制限があるのは、うきは市を含めて6自治体となっております。うきは市での対象者は約20世帯30名程度、高額所得者医療費の現状から推計すると、約39万円程度、6カ月分になります。10月施行ですので6カ月分ということになります。増加しますが、平成29年度全体医療費の推移としては、現在、抑制的な状況にあり、補正を組まずに当初予算額内で補えると判断しているとの説明がありました。地方創生の観点からも、子育て環境を支援することは重要との認識で一致し、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきと決しましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第5. 陳情第1号

○議長（櫛川 正男君） 日程第5、陳情第1号「議会図書室の整備・活用」等のための、経費予

算化に関する陳情を議題とします。

本案は議会運営委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、伊藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（伊藤 善康君） ただいま議題となりました平成29年陳情第1号、議会図書室の整備活用等のための経費予算化に関する陳情は、議会運営委員会にその審査を付託されておりましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、審査の経過と結果について報告をいたします。

議会運営委員会での審査では、陳情者から陳情趣旨の説明の申し出があり、まず、審査冒頭に口頭による説明を受けました。陳情の趣旨は、議会図書室の整備・活用、充実強化のために経費の予算化の早期実現を願うものです。議会運営委員会では、本陳情は3月の第1回定例会において趣旨採択をいたしました。同じ陳情者から出されました議会図書室の整備・活用、機能の充実強化に関する陳情の内容の延長上にあるもので、その具体化に関する陳情であると認識をいたしました。審査の結果、本陳情はその妥当性を認め、採択することに決しました。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 1つだけ参考にお聞きしたいと思いますが、近隣自治体の状況を把握していればお尋ねしたいんですが、把握していなかったら結構です。近隣自治体、近くの自治体の状況はどうだろうか。もうどこもやっている、全部設置しているのか。やっていないところが多いのか、そこら辺、議題で上がったらお尋ねしたい。上がっていなかったら結構です。

（「審議委員会」と呼ぶ者あり）近隣の、近くの自治体がどうなのか。状況は。

○議長（榎川 正男君） 伊藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（伊藤 善康君） この辺は、資料はいただいたんですけど、今回の陳情の趣旨が、議員のためにいろいろな図書を整備したらどげんかということでしたので、採択となっていますが。（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（榎川 正男君） いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

### 日程第6. 追加議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、追加議案の上程を行います。

発議第1号から発議第2号までの2件を上程します。

---

### 日程第7. 発議第1号

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、発議第1号うきは市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、皆様のお手元に発議第1号というのが配付されているかと思っておりますので、それをごらんになっていただきたいと思っております。

発議第1号うきは市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により別紙のとおり提出する。平成29年6月19日、うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員伊藤善康、賛成者、うきは市議会議員三園三次郎、同江藤芳光、同上野恭子、同佐藤湛陽、同岩淵和明。

裏面をお願いします。

うきは市議会議員定数条例の一部を改正する条例。

うきは市議会議員定数条例の一部を次のように改正する。

本則中「15人」を「14人」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。8番、伊藤善康議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） ただいま議題となりました発議第1号、うきは市議会議員定数条

例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

うきは市議会では、平成28年9月定例会にて設置された議会改革特別委員会において、議員定数についても議論を重ねてまいりました。議員定数を論じるには、人口のみならず、市の面積、財政力、政策の反映、議会機能の維持など、さまざまな論点から行うことを考慮しなければなりません。特別委員会として現状維持か定数減かをまず論議し、結果、現状を鑑み、定数減の方向での協議となりました。さらに、次期改選時から何名とするのかの協議を重ね、現在15名から1名減の14名とすることに決定しました。

つきましては、うきは市議会議員定数条例の一部を改正する議案を提出しますので、皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

伊藤議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第1号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は可決することに決しました。

---

## 日程第8. 発議第2号

○議長（櫛川 正男君） 日程第8、発議第2号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、同じく配付されている発議第2号をごらんいただきたい

と思います。

発議第2号うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により別紙のとおり提出する。平成29年6月19日、うきは市議会議長櫛川正男様。提出者、うきは市議会議員伊藤善康、賛成者、うきは市議会議員三園三次郎、同江藤芳光、同上野恭子、同佐藤湛陽、同岩淵和明。

裏面をお願いします。

うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例。

うきは市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

1、常任委員及び議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

第3条第3項を削る。

附則、この条例は、平成30年5月1日から施行する。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。8番、伊藤善康議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） ただいま議題となりました発議第2号、うきは市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

今回、現在設置してあります議会改革特別委員会での決定事項といたしまして、常任委員及び議会運営委員の任期4年を次期改選後の任期の平成30年5月1日から任期2年に改正するものです。つきましては、一部改正として議案の提出をいたしましたので、皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

伊藤議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第2号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は可決することに決しました。

---

#### 日程第9. 閉会中の調査の申出について

○議長（榎川 正男君） 日程第9、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会からお手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

---

○議長（榎川 正男君） 以上で全ての議案の審議が終了しました。

お諮りします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理が必要を要するものにつきましては、会議規則第45条により、その処理を議長に委任していただきたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。よって、議決された案件で条項、字句、数字その他の整理は議長に委任していただくことに決定しました。

ここで市長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、第3回市議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

6月9日から本日までの11日間開会いたしました第3回うきは市議会定例会におきまして、議員各位には連日慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、いずれの議案も原案どおり御議決、御承認をいただき、厚くお礼を申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に心して努めてまいりたいと存じております。

これからいよいよ本格的な梅雨となります。近年の梅雨は局地的で、集中的な豪雨が多く、例年どこかの地域で災害が発生するような状況であります。九州北部豪雨から5年になろうとするうきは市におきましても、過去の経験を忘れず、防災体制の再確認など十分に気を引き締めて行っていきたいと思っております。

これからますます暑くなりますが、議員の皆様におかれましては健康に十分留意されまして、うきは市の発展のために今後ともなお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。御苦労さまでございました。

○議長（櫛川 正男君） 報告します。9月定例会の開会日は9月8日金曜日、開会予定をいたしておりますので、報告しておきます。

これをもちまして、平成29年第3回うきは市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前9時56分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 櫛 川 正 男

署名議員 熊 懐 和 明

署名議員 中 野 義 信